

第2次酒田市男女共同参画推進計画
～ウィズ（WITH）プラン～
【後期計画】



令和6年（2024年）3月
酒田市

計画の愛称「ウィズプラン」について

この「ウィズ」は、平成 12 年（2000 年）7 月に酒田市男女共同参画推進センターが開設された際、公募により決定したセンターの愛称です。

「ウィズ」は英語で「一緒に」という意味です。この愛称は、男女共同参画のイメージを簡潔に表し、また、親しみやすいという理由から愛称に採用されました。

はじめに

「日本は世界 146 か国中 125 位」（2023 年）とは何の順位か、皆さんはご存じですか。これは、世界経済フォーラムという国際機関が、男女格差を測る指標として毎年発表している番付です。日本は先進国であるはずなのに、男女共同参画の分野では世界各国から大きく遅れをとっているのが実情です。「男女共同参画社会の実現は 21 世紀のわが国社会のあり方を決める最重要課題」と男女共同参画社会基本法が謳う^{うた}とおおり、社会の半数を占める女性の力が十分に発揮されないことは、社会の損失とも言える大きな課題です。

平成 29 年 10 月に本市は「日本一女性が働きやすいまち」を目指す宣言をしました。これは、女性がこれまで以上に仕事も家庭もがんばることを求めるものではありません。第一に女性がやりがいを持って働ける仕事・職場を増やしていくことであり、第二に家庭の家事・育児・介護などのケア労働を男女がともに担い、伝統的な性別役割分担意識をなくしていくことを目指すものです。「日本一女性が働きやすいまち」になれば、現在の日本社会が直面している人手不足の解消の一助となることが期待され、男女がともに家庭と両立しながら働くことで、人口減少の抑制や少子化問題の解決にも寄与することでしょう。そして何より、性別にかかわらずその人らしく生きることができるとは、市民の幸せに繋がるものと考えています。

そのために、なぜ男女が半々にならないのか、その障壁を取り除くにはどうしたらよいかを追求し、市民の皆様と一緒に男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいります。皆様も、身近なところから、できるところから、取り組みを進めていただきたいと思います。

結びになりますが、本計画の策定にあたりアドバイザーとして貴重なご提言をいただきました山形県男女共同参画センターチェリア 館長 伊藤真知子様をはじめ、意見交換等にご協力頂きました各団体等の皆様、市民ワークショップや市民アンケートなどにご協力頂きました多くの市民の皆様に心からお礼申し上げます。



酒田市長 矢口 明子

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定趣旨	1
2	計画の総合目標	2
3	計画の基本目標	2
4	計画の位置付け	2
5	計画の期間	3
6	計画の推進	3

第2章 計画の内容

1	計画の体系図	4
2	施策の推進方策	6
	基本目標Ⅰ 多様性を尊重する意識づくり	6
	施策の方向1 男女が個人として尊重される人権意識の普及・啓発	7
	施策の方向2 男女共同参画を推進する教育と学習の充実	12
	基本目標Ⅱ 男女がともに支えあう社会づくり	15
	施策の方向3 政策・方針決定過程における女性の参画促進	16
	施策の方向4 地域社会における男女共同参画の推進	20
	基本目標Ⅲ いきいきと働くことができる環境づくり	24
	施策の方向5 職域における男女の均等な機会と待遇の確保	25
	施策の方向6 ワーク・ライフ・バランスの推進	28
	施策の方向7 多様な分野での女性の活躍の推進	33
	基本目標Ⅳ 安心して暮らせる環境づくり	37
	施策の方向8 あらゆる暴力の根絶とサポート体制の充実	38
	施策の方向9 生涯を通じた健康づくりの推進	42

参考資料

資料1	第2次酒田市男女共同参画推進計画【後期計画】における数値目標	46
資料2	参考指標（国の第5次男女共同参画基本計画における成果目標）	51
資料3	後期計画の策定経過	53
資料4	男女共同参画関係用語解説	54
資料5	男女共同参画社会基本法	57
資料6	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	61
資料7	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	70
資料8	山形県男女共同参画推進条例	76
資料9	市民アンケート調査結果（概要）	80
資料10	相談窓口一覧	99

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定趣旨

「男女共同参画社会の実現は、21世紀のわが国社会のあり方を決める最重要課題である」として、平成11年（1999年）に男女共同参画社会基本法^{※1}（以下「基本法」という）が制定・施行されました。

国では、平成12年（2000年）12月に第1次男女共同参画基本計画を策定、山形県においても、平成13年（2001年）3月に山形県男女共同参画計画を策定しました。平成14年（2002年）には、山形県男女共同参画推進条例も制定され、女性も男性も互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会、男女共同参画社会の実現に向け、各種施策を推進してきました。

本市においても、平成15年（2003年）3月に旧酒田市で「酒田市男女共同参画推進計画～ウィズプラン～」を策定、平成17年（2005年）の市町合併を経た後、平成21年（2009年）3月に新酒田市として改めて「酒田市男女共同参画推進計画～ウィズプラン～」を策定、平成31年（2019年）3月には「第2次酒田市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を展開してきました。

しかしながら、令和4年（2022年）に実施した「男女がともに暮らしやすいまちづくりを進めるための市民アンケート調査」^{※2}の結果によると、家庭、職場、地域など、様々な場面における、性別による固定的な役割分担意識^{※3}や不平等感は、解消されたとは言えない状況です。さらに、DV（ドメスティック・バイオレンス）^{※4}や、セクシュアル・ハラスメント^{※5}など様々な形態の人権侵害が存在しているなど、人権が尊重され、誰もがその個性と能力を發揮して自分らしく生きることができる社会の実現には、解決すべき課題が多く残されています。また、少子高齢化、家族形態や地域社会の多様化、人口減少（特に若い女性の流出）、コロナ禍を経て顕在化した女性の仕事と家庭の両立における負担など、社会情勢が日々変化している中で、私たちが生活していく上での課題も多様化・複雑化してきています。

こうした現状を踏まえ、これまでの本市の取組みを検証し、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを一層推進するため、「第2次酒田市男女共同参画推進計画～ウィズプラン～」の中間見直しを行い、後期計画として策定しました。

男女共同参画社会が実現すれば、それぞれの個人がかけがえのない人間として尊重され、この社会の中で生きる喜びを持つことができるという考えは、これまでの「酒田市男女共同参画推進計画」から一貫して変わりません。

この後期計画は、そうした理想にさらに近づくために必要な取組みを示すものです。

※1 男女共同参画社会基本法・・・平成11年（1999年）6月に公布・施行された男女共同参画に関する基本的な法律。（巻末付録参照）

※2 男女がともに暮らしやすいまちづくりを進めるための市民アンケート調査・・・令和4年5月に実施した男女共同参画に関する意識調査。市民2,000人を無作為抽出し、アンケート用紙の郵送により実施。626件の有効回答を得た。

※3 性別による固定的役割分担意識・・・「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」というような、近代社会の中で人々の意識の中に形づくられてきた、性別により役割を決め付けてしまう意識。個人の可能性を狭める要因にもなっている。

※4 DV（ドメスティック・バイオレンス）・・・配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力。身体的な暴力のほか、言葉による暴力、性的な暴力、経済的な暴力なども含まれる。

※5 セクシュアル・ハラスメント・・・性的な言動により他の者を不快にする行為。セクハラと略される。職場や学校、地域など様々な場面で問題となっている。

2 計画の総合目標

「あなたらしく わたしらしく 暮らせるまち」

※まわりの人のことも自分自身のことも認め合い、その能力を最大限発揮できるまちを目指します

3 計画の基本目標

- (1) 多様性を尊重する意識づくり
- (2) 男女がともに支えあう社会づくり
- (3) いきいきと働くことができる環境づくり
- (4) 安心して暮らせる環境づくり

4 計画の位置付け

- この計画は、基本法第14条第3項に規定する努力義務に基づき、国の定める第5次男女共同参画基本計画（令和2年（2020年）12月策定）及び山形県男女共同参画計画（令和3年（2021年）3月3日策定）を勘案して策定する「市町村男女共同参画計画」であり、基本法の基本理念に則り、市民や事業者等と連携しながら、本市の男女共同参画施策を総合的・体系的に推進するための指針とするものです。
- 平成21年度に策定した「酒田市男女共同参画推進計画～ウィズプラン」を第1次酒田市男女共同参画推進計画とし、この計画を第1次酒田市男女共同参画推進計画の理念を継承する第2次酒田市男女共同参画推進計画の後期計画と位置付けます。
- この計画は、酒田市総合計画^{※1}に掲げる「男女共同参画社会の実現」を推進する計画であり、各分野にわたる他の関連部門の計画との整合性を図って策定し、連携して推進するものです。
- この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律^{※2}（以下「DV防止法」という）」第2条の3第3項に規定される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」を包含するものです。
- この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律^{※3}（以下「女性活躍推進法」という）」第6条第2項に規定される「当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」を包含するものです。

※1 総合計画・・・地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となる最上位計画であり、行政運営の総合的な指針となる。現在の酒田市総合計画（後期計画）は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間を計画期間としている。

※2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・・・平成16年（2004年）6月公布、12月に施行された法律。DV防止法と略されることが多い。（巻末付録参照）

※3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律・・・平成27年（2015年）9月に公布、一部同日施行。平成28（2016年）年4月に完全施行。女性活躍推進法と略される。（巻末付録参照）

5 計画の期間

この計画の期間は、平成31年度（2019年度）から令和10年度（2028年度）までの10年間とし、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間で後期計画期間と位置付けます。

なお、社会状況の変化等により必要が生じた場合には、随時見直しを行うものとします。

6 計画の推進

【市民・団体等との連携】

本市では、市、県、国等の行政機関に加え、民間の各種団体等も男女共同参画社会の実現に向けて様々な活動をしています。それらの機関・団体等との情報共有と連携強化を図るとともに、適切に役割を分担しながら、本市の男女共同参画を推進します。

また、男女共同参画・女性活躍推進に関する懇話会[※]において、男女共同参画・女性活躍推進に関連する施策について意見交換を行い、本市の施策に反映していきます。

【庁内の推進体制】

市長、副市長、各部課長等を構成員とする「酒田市男女共同参画推進本部」を庁内に設置し、各種施策が男女共同参画の視点を踏まえたものになっているか確認し、全庁的な情報共有と連携により、本計画を総合的かつ計画的に推進します。

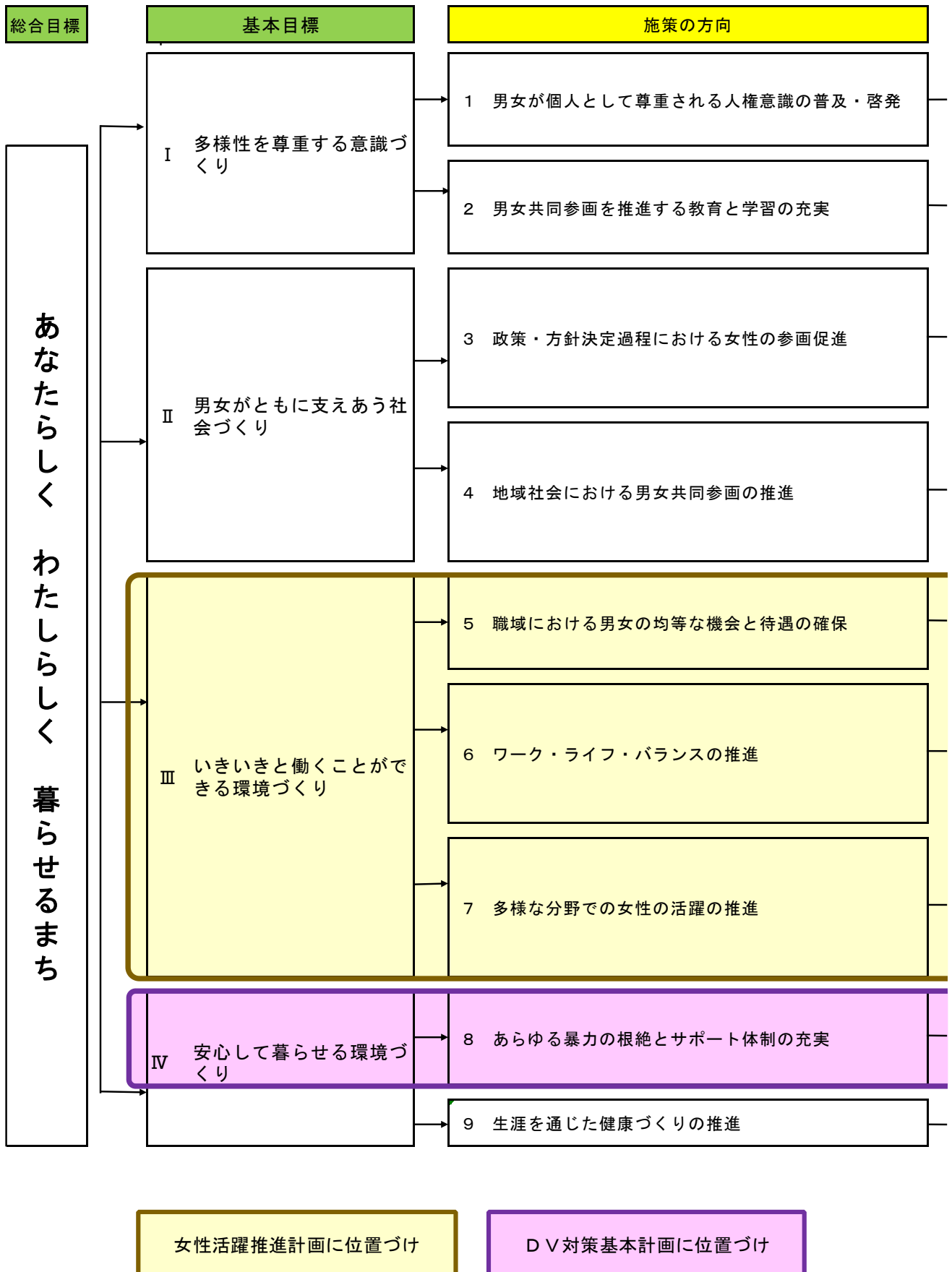
【計画の進行管理】

基本目標ごとに成果指標を設定し、計画見直し時期となる5年後（2028年）に、酒田市男女共同参画推進本部において達成状況の確認を行い、その結果を新たな計画に反映します。また、各取組みの活動指標も設定し、毎年活動状況の進捗確認を行います。

※ 男女共同参画・女性活躍推進に関する懇話会・・・女性活躍推進法第23条に基づき、平成29年（2017年）に女性活躍推進懇話会を設置。令和6年度（2024年度）より、これを拡充し男女共同参画・女性活躍推進に関する懇話会とし、より幅広い分野で効果的な施策の検討等を行う。学識経験者や有識者、企業代表、関係団体、行政職員等により構成される。

第2章 計画の内容

1 計画の体系図



基本施策

(1) 男女共同参画意識を高めるための広報・啓発を行います

(2) 性別による固定的役割分担意識の見直しを進めます

(1) あらゆる世代が男女共同参画を学べる機会を充実します

(2) 男女共同参画に関する情報を収集・調査し発信します

(1) 政治、行政の政策・方針決定過程への女性の参画を促進します

(2) 企業や団体等の方針決定の場における男女共同参画を促進します

(3) 人材の育成とネットワークづくりを進めます

(1) 地域活動等における身近な男女共同参画を促進します

(2) 防災分野における男女共同参画を促進します

(3) 多様な人材の社会活動への参画を促進します

(1) 雇用等における男女の均等な機会と待遇を確保します

(2) 自営業等における男女共同参画を促進します

(1) ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりを推進します

(2) 家庭生活における男女共同参画を促進します

(3) 子育て、介護のための社会的支援を充実します

(1) 女性のスキルアップ機会を充実します

(2) 女性のチャレンジを支援します

(3) 性別により職域を限定しない働き方を支援します

(1) 女性に対する暴力を防ぐ環境を整えます

(2) 相談体制、サポート体制を充実します

(1) 性差に対する理解と生涯を通じた健康づくりを促進します